

野木町告示第139号

野木町令和5年度原油価格・物価高騰対応運送事業者経営支援金交付要綱を次のように定め、令和5年9月21日から適用する。

令和5年9月21日

野木町長 真瀬 宏子

野木町令和5年度原油価格・物価高騰対応運送事業者経営支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格や物価の高騰による道路運送事業者の経営に及ぼす影響を緩和し、社会インフラとして重要な道路運送事業者の事業継続を支援するため、町内で道路運送事業を営む事業者に対し、野木町が交付する野木町令和5年度原油価格・物価高騰対応運送事業者経営支援金（以下「支援金」という。）について必要な事項を定める。

(支援対象事業)

第2条 支援金の交付の対象となる事業（以下「支援対象事業」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業をいう。）
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業をいう。）
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業（道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。）
- (4) 自動車運転代行業（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「運転代行業法」という。）第2条第1項に規定する自動車運転代行業をいう。）

(交付対象者)

第3条 支援金は、町内に本社、支社、事業所等（以下「事業所等」という。）を有する運送事業者で、次の各号の全てを満たす者（以下「交付対象者」という。）に対して交付する。

- (1) 交付申請時点において、当該支援対象事業に必要な許可又は認可を有し、町内で当該支援対象事業を継続していること。
- (2) 交付申請後においても、町内で当該支援対象事業の継続が確実であると認められること。
- (3) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中

小企業者（小規模事業者を含む）又は個人事業者であること。

- (4) 町税等の滞納がないこと。
- (5) 野木町暴力団排除条例（平成23年野木町条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員等でないこと。
- (6) 支援金を交付することが適当でないと町長が判断する者でないこと。

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、令和5年9月1日現在、各交付対象者が町内の事業所等に配置する事業用車両に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。なお、支援金の額の上限は、1交付対象者あたり30万円とし、その交付は1回限りとする。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する準中型自動車以上の自動車1台につき3万円
- (2) 道路交通法第3条に規定する普通自動車1台につき1万5千円

2 前項の交付対象車両は、道路運送法第2条第8項に規定する事業用自動車又は運転代行業法第2条第7項に規定する随伴用自動車で、交付対象者が営む当該支援対象事業の用に供するため、当該交付対象者が所有し、又は自動車リース事業者とのリース契約に基づき借用している車両とする。ただし、野木町デマンド交通に使用している車両は、交付対象外車両とする。

（交付申請）

第5条 交付対象者は、支援金の交付を受けようとするときは、野木町令和5年度原油価格・物価高騰対応運送事業者経営支援金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に次の書類を添えて、令和6年2月29日までに町長に申請しなければならない。

- (1) 交付対象車両一覧（別記様式第2号）
- (2) 第2条第1号から第3号の事業を営む者においては、当該事業に係る国土交通大臣の許可書又は更新許可書、国土交通大臣への許可申請書その他これらに準ずるものとして町長が認める書類のいずれかの写し
- (3) 第2条第4号の事業を営む者においては、当該事業に係る都道府県公安委員会からの認定書の写し
- (4) 第2条第1号から第3号の事業を営む者においては、交付対象車両全てに係る車検証の写し
- (5) 第2条第4号の事業を営む者においては、交付対象車両全てに係る車検証の写し及び交付対象車両全ての写真（当該交付対象車両に係る運転代行業法第17条第1項に規定する表示事項が写っているものに限る。）
- (6) 支援金交付申請書に係る誓約書（別記様式第3号）
- (7) 町税の納税証明書
- (8) 野木町内に事業所等があることを証明する書類
- (9) 支援金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が

分かる書類（預金通帳の写し等）

- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(交付決定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により支援金の交付の可否を決定したときは、野木町令和5年度原油価格・物価高騰対応運送事業者経営支援金交付決定通知書（別記様式第4号）又は野木町令和5年度原油価格・物価高騰対応運送事業者経営支援金不交付決定通知書（別記様式第5号）により、その旨を通知の上、支援金の交付を決定した申請者（以下「交付決定者」という。）に対し、速やかに支援金を交付するものとする。

(支援金の返還等)

第7条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の支援金の交付決定を取り消し、既に交付した支援金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付決定又は交付を受けたとき。
(2) 法令若しくはこの要綱の規定に違反したとき、又は町長の指示に従わないとき。

(報告及び調査)

第8条 町長は、支援金の交付に関し必要があると認めるときは、申請者又は交付決定者（以下「申請者等」という。）に対し、必要な報告を求め、又は調査することができる。

- 2 申請者等は、前項の規定により町長から報告又は調査を求められたときは、これに協力しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

野木町長

様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者の氏名
電話番号

野木町令和5年度原油価格・物価高騰対応運送事業者経営支援金
交付申請書兼請求書

野木町令和5年度原油価格・物価高騰対応運送事業者経営支援金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 事業用に所有又は借用（リース）している車両（町内の事業所等で使用している車両のみ対象）

区 分	事業用に所有・使用する車種・車両の数		
トラック・運送事業 （貨物自動車運送事業）	緑（黒） ナンバー のみ	<input type="checkbox"/> 準中型以上	台
貸切バス事業 （一般貸切旅客自動車運送事業）		<input type="checkbox"/> 普通自動車	
タクシー事業 （一般乗用旅客自動車運送事業）		<input type="checkbox"/> 準中型以上	台
介護タクシー事業 （一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業））		<input type="checkbox"/> 普通自動車	
自動車運転代行業	登録車両のみ	<input type="checkbox"/> 準中型以上 <input type="checkbox"/> 普通自動車	台

- 2 支援金申請額 _____ 円
（上限30万円。準中型自動車以上台数×3万円。普通自動車台数×1万5千円）

3 振込先 (口座番号を確認できるもの(通帳のコピー等)を添付)

金融機関名		支店名等							
種別	普通・当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義									

4 添付書類 (○印の書類を添付してください。)

		貨物	貸切バス	タクシー 介護タクシー	運転代行
(1)	交付対象車両一覧 (別記様式第2号)	○	○	○	○
(2)	運輸局からの自動車運 送事業の許可書、更新 許可書、運輸支局への 許可申請書等のいずれ かの写し	○	○	○	
	公安委員会からの運転 代行業の認定書の写し				○
(3)	対象車両全ての車検証 の写し	○	○	○	
	対象車両全ての車検証 の写し 及び 対象車 両全ての写真(車体に 掲示する認定番号が写 っているもの)				○ 両方とも
(4)	支援金交付申請書に係 る誓約書(別記様式第 3号)	○	○	○	○
(5)	町税の納税証明書	○	○	○	○
(6)	野木町内に事業所等が あることを証明する書 類	○	○	○	○
(7)	町長が必要と認める書 類(必要と認めた場 合)	○	○	○	○

別記様式第2号（第5条関係）

野木町令和5年度原油価格・物価高騰対応運送事業者経営支援金

交付対象車両一覧

申請者（事業者）名

	車両番号		車両番号
1		11	
2		12	
3		13	
4		14	
5		15	
6		16	
7		17	
8		18	
9		19	
10		20	

別記様式第3号（第5条関係）

野木町令和5年度原油価格・物価高騰対応運送事業者経営支援金
交付申請書に係る誓約書

当社（私）は、野木町令和5年度原油価格・物価高騰対応運送事業者経営支援金（以下「支援金」という。）の交付を申請するに当たり、下記の事項を誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 当社（私）は、申請日時点において、事業に必要な許可等を全て有したうえで事業を実施しており、今後も事業継続の意思があることを認めます。
2. 当社（私）は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に規定する中小企業者（小規模事業者を含む）又は個人事業者に該当します。（大企業に該当しません）
※【大企業の定義】製造業、建設業、運輸業その他・・・資本金3億円超かつ従業員300人超
3. 当社（私）は、代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、野木町暴力団排除条例（平成23年野木町条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員等に該当しません。
4. 当社（私）は、支援金の交付に関し、報告又は調査を求められた場合には、それに応じます。
5. 当社（私）は、町長が必要と認めたときは、町長が当社（私）の町税等の納付状況を調査することに同意します。
6. 当社（私）は、町長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金を返還します。
 - (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付決定又は交付を受けたとき。
 - (2) 法令若しくは野木町令和5年度原油価格・物価高騰対応運送事業者経営支援金交付要綱の規定に違反したとき、又は町長の指示に従わないとき。

年 月 日
野木町長 様

誓約者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者の氏名

別記様式第4号（第6条関係）

野木町指令 第 号
年 月 日

様

野木町長

野木町令和5年度原油価格・物価高騰対応運送事業者経営支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった野木町令和5年度原油価格・物価高騰対応運送事業者経営支援金（以下「支援金」という。）の交付については、次のとおり決定したので、野木町令和5年度原油価格・物価高騰対応運送事業者経営支援金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条第2項の規定により通知します。

交付決定額	
交付の条件	次の各号のいずれかに該当することとなったときは、町長の請求に応じ、当該支援金を返還すること。 (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付決定又は交付を受けたとき。 (2) 法令若しくは要綱の規定に違反したとき、又は町長の指示に従わないとき。

別記様式第5号（第6条関係）

野木町指令 第 号
年 月 日

様

野木町長

野木町令和5年度原油価格・物価高騰対応運送事業者経営支援金
不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった野木町令和5年度原油価格・物価高騰対応運送事業者経営支援金の交付については、次の理由のとおり交付しないことを決定したので、野木町令和5年度原油価格・物価高騰対応運送事業者経営支援金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

不交付の理由	
--------	--